

○宮代町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱

令和３年１月２２日

告示第５号

改正 令和５年３月１日告示第３４号

（目的）

第１条 この告示は、町が設置する防犯カメラの設置及び管理運用等の適正化を図るために必要な事項を定めることにより、公共の場所における犯罪の抑止及び安全の確保に資するとともに、個人情報の適正な取扱いの徹底を図ることを目的とする。

（用語）

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）防犯カメラ 公共の場所における犯罪の抑止、安全の確保及び事故又は犯罪発生時の検証を目的として町が設置する常設の映像機器及びこれに附属する機器をいう。
- （２）画像 防犯カメラにより録画した映像で記録媒体に記録されたものをいう。
- （３）公共の場所 庁舎、道路、公園等の公共施設をいう。
- （４）課等 宮代町議会事務局設置条例（昭和３７年宮代町条例第１０号）に規定する事務局、宮代町課設置条例（平成６年宮代町条例第８号）に規定する課、宮代町会計管理者の補助組織設置規則（平成６年宮代町規則第２１号）に規定する会計室、宮代町教育委員会事務局組織規則（平成６年宮代町教育委員会規則第１号）に規定する課をいう。

（基本原則）

第３条 町は、個人のプライバシーの保護を図るため、防犯カメラの設置、管理運用及び画像の取扱いに関し、適切な措置を講ずるものとする。

（管理責任者等）

第４条 防犯カメラの設置及び管理運用を適正に行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

２ 管理責任者は、防犯カメラを設置する公共の場所を管理する課等の長をもって

充て、次に掲げる事務を行う。

(1) 防犯カメラの設置及び維持管理に関すること。

(2) 画像の保存及び取扱いに関すること。

(3) 画像の提供に関すること。

3 管理責任者は、防犯カメラの管理運用を含めた施設管理業務、警備業務等を委託する場合には、この告示を委託契約の条項に設けるなど、適正な管理運用を遵守させなければならない。

4 管理責任者は、防犯カメラに関わる機器の操作及び画像の検索（以下「操作及び検索」という。）を行わせるため、操作担当者を指定することができる。

5 管理責任者及び操作担当者（以下「管理責任者等」という。）以外の者は、操作及び検索を行うことができない。ただし、緊急かつやむを得ないときは、管理責任者の許可を得て、管理責任者等以外の者が操作及び検索をすることができる。

6 前項ただし書きの規定により操作又は検索を行った者は、行った操作及び検索の内容を管理責任者に報告しなければならない。

（設置に係る措置）

第5条 管理責任者は、防犯カメラを設置するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 個人情報保護のための適切な措置

(2) 設置目的に則して必要最小限の撮影範囲となるような調整

(3) 公共の場所の入口又は防犯カメラ付近の見えやすい場所に、防犯カメラが作動中である旨の掲示

（作動時間）

第6条 防犯カメラの作動時間は、原則として1日24時間とする。

（画像の保存等）

第7条 画像の保存期間は、原則として撮影を行った日の翌日から起算しておおむね30日以内とする。ただし、第9条ただし書きに該当するとき又は特に必要と認められるときは、当該保存期間を別に定めることができる。

2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行うものとする。

3 画像は、録画された状態のまま保存し、加工をしてはならない。

4 管理責任者は、画像及び記録媒体の不正使用、外部流出、改ざん等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(画像の利用)

第8条 管理責任者は、事故又は犯罪発生の確認の場合及び公共の場所の管理上必要な場合を除き、自ら画像を利用してはならない。

(画像の提供)

第9条 管理責任者は、画像その他画像に係る一切の情報を町以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧、記録媒体による提供その他の方法により提供することができる。

(1) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。ただし、捜査機関が記録媒体による提供を求めるときは、文書によるものとする。

(2) 前号のほか、法令に基づき文書により要請を受けたとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 前項の規定により画像の提供をする場合においては、宮代町防犯カメラ画像提供申請書（様式第1号）又はこれに代わる書類の提出を求めるものとする。

3 管理責任者は、前項の申請があったときは、提供の可否を決定し、宮代町防犯カメラ画像提供決定通知書（様式第2号）又は宮代町防犯カメラ画像不提供決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 管理責任者は、画像の提供をするときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 画像を適正に管理すること。

(2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに、記録媒体の返却又は画像の消去を行うこと。

(画像の検索)

第10条 管理責任者等は、画像を検索したときは、宮代町防犯カメラ画像検索簿（様式第4号）にその旨を記録しなければならない。

- 2 管理責任者等は、前条第1項ただし書きの規定による提供を行う場合のほか、設置目的に則して必要性がないときは、画像を検索してはならない。

(守秘義務)

第11条 管理責任者等は、防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(苦情等への対応)

第12条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

(指定管理者における措置)

第13条 町の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が当該公の施設において防犯カメラを設置する場合は、この告示の規定に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(個人情報の保護に関する法律等の適用)

第14条 防犯カメラの設置及び画像の取扱いについては、この告示に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

- 2 画像の公開又は開示については、宮代町情報公開条例（平成11年宮代町条例第16号）又は個人情報の保護に関する法律に定めるところによる。

(令5告示34・一部改正)

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に設置されている防犯カメラは、この告示に基づき設置されたものとみなす。

(宮代町交通安全施設等防犯カメラ管理運用要綱の廃止)

- 3 宮代町交通安全施設等防犯カメラ管理運用要綱（平成20年宮代町告示第194号）は、廃止する。

附 則（令和5年告示第34号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

宮代町防犯カメラ画像提供申請書

年 月 日

宮代町長 あて

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

宮代町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱第 9 条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

利用目的及び根拠法令	
防犯カメラ設置場所	
画像日時	
提供の方法	閲覧 記録媒体 その他（ ）
閲覧者又は取扱責任者の職名及び氏名	
備 考	

様式第 2 号（第 9 条関係）

宮代町防犯カメラ画像提供決定通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長 印

年 月 日付で申請のあった防犯カメラ画像の提供について、下記のとおり提供することに決定したので、宮代町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱第 9 条の規定により通知します。

記

防犯カメラ設置場所	
画像日時	
提供の方法	閲覧 記録媒体 その他（ ）
提供の日時及び場所	
提供の条件	1 画像を適正に管理すること。 2 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。 3 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体の返却又は画像の消去を行うこと。
備 考	

様式第 3 号（第 9 条関係）

宮代町防犯カメラ画像不提供決定通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長 印

年 月 日付で申請のあった防犯カメラ画像の提供について、次の理由により提供しないことに決定したので、宮代町防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱第 9 条の規定により通知します。

記

不提供の理由

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

宮代町防犯カメラ画像検索簿

	年	月	日
管理責任者	課 等	職 名	氏 名
操作担当者	課 等	職 名	氏 名

検索指示年月日	年 月 日
検索目的	
検索画像日時	年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで
防犯カメラ設置場所	
備考	

様式第 1 号（第 9 条関係）

様式第 2 号（第 9 条関係）

様式第 3 号（第 9 条関係）

様式第 4 号（第 1 0 条関係）